

第1章 「健康まえばし21」策定の趣旨

1 計画策定の背景

(1)健康日本21(21世紀における国民健康づくり運動)

わが国の平均寿命は、男女とも世界最高の水準にありますが、がんや心臓病、脳卒中といった生活習慣病の割合が増加し、これに伴って介護を要する人が増えています。

一方、将来人口は減少すると推測されるなか、年々高齢化率は上昇し、近い将来日本人の4人に1人が、65歳以上の高齢者になると予想されています。

こうした背景を踏まえ、平成12年3月に厚生労働省より「健康日本21」が示されました。「健康日本21」は、これまで以上に健康を増進することで、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現をめざします。

そのために、

健康寿命の延伸

壮年期死亡の減少

生活の質の向上

を図ることを目的としています。

「健康日本21」は、健康づくりの三要素の「栄養」「運動」「休養」と、生活習慣病に大きく影響する「たばこ」「アルコール」「歯の健康」に、3つの疾病「糖尿病」「循環器病」「がん」を加えた、9つの領域からなっています。

住民に最も近い立場にある市町村が、地域の実情に即した内容で計画を策定し、実行することで、21世紀における国民健康づくり運動を推進しようとするものです。

(2)健康増進法

「健康日本21」を法的に裏付ける法律が「健康増進法」です。この法律は、平成15年5月1日に施行されました。

「健康増進法」は、国民の健康の増進を総合的に推進することで、国民保健の向上を図ることを目的としています。そのために、国民並びに国、地方公共団体、健康増進事業実施者（医療保険の保険者、事業者、市町村、学校など）について、それぞれの責務を定めています。

まず、国民については、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたり自ら健康増進に取り組むことが、努力義務として定められています。

市については、健康増進に関する正しい知識の普及や情報の収集・分析・提供、人材の育成・資質の向上などに努めることと定められています。

そして、健康増進計画については、健康増進法の基本方針や県の計画を勘案し、市民の健康増進に関する施策についての計画を策定することが、努力義務となっています。

2 「健康まえばし21」計画の概要

(1) 計画の基本的事項

本計画は、平成14・15年度の2か年度で策定し、平成16年度より施策を実施します。4市町村（前橋市、大胡町、宮城村、粕川村）の合併は、平成16年12月の予定ですが、合併後の前橋市として推進できる、4市町村の状況を踏まえた計画としています。

計画の目的

第2章で前橋市と3町村の人口や死亡、介護関係のデータを示しましたが、高齢化率が年々上昇していることや死亡者全体の約6割を生活習慣病が占めていること、高齢者の要介護認定が増加していることは、4市町村とも同じ状況にあり、対処しなければならない大きな問題です。

こうした状況を改善する一助として、本計画では、

- ア 生活習慣病の予防に重点をおいた取り組みを推進する
- イ 健康寿命（いつまでも自立して健康な生活が出来る期間）を延ばす
- ウ 生活の質の向上（いきいきとした楽しい人生）を図る

この3つを目的として市民の健康の維持・増進に取り組み、市民が生涯を健康で希望を持って生きていける社会をめざします。

計画の期間

計画の期間は、平成16年度から平成25年度までの10か年間とします。

計画書の策定領域

「健康日本21」は、生活習慣などの改善目標を9つの領域において設定しています。

本計画では、平成14年度に実施しました「市民健康生活アンケート調査」等を基礎資料として、課題の抽出を行った結果、次の6つの領域において計画を策定しています。

- ア 栄養・食生活
- イ 運動
- ウ 休養・こころの健康
- エ たばこ
- オ アルコール
- カ 歯と口の健康

目標と健康指標による評価・分析

これまでの健康増進事業は、健康診断の受診率の向上や健康教室の開催回数、参加者の人数を増やすことで、評価してきました。

本計画におきましては、これまでの評価に加え、実施した事業の効果を次のとおり評価・分析します。

ア 目標と目標値を設定する（26・27ページ参照）

- ・ 6つの領域において、生活習慣病予防のための目標を設定する
- ・ 目標を評価する健康指標を定める
- ・ 健康指標の現状値に対し、10年後の目標値を設定する

イ 評価をする（52ページ参照）

- ・ 設定した目標値の達成度を比較する
- ・ 比較した結果を評価・分析する

なお、目標値は合併前の前橋市の数値で設定しているため、評価においては整合性のあ
る比較を行うとともに、必要に応じて目標値等の見直し並びに修正を行います。

(2) 策定のための組織の編成

市民の総合的な健康づくり対策を推進するために、「前橋市健康づくり推進協議会」が設
置されていますが、この協議会に策定専門部会を設置し、計画案を策定しました。

策定専門部会員は、公募した市民と関係する団体等の実務担当者の参加を図り、計画の
策定領域に関連させて、次の4つの分科会としました。

ア 食生活分科会

イ 運動・休養分科会

ウ たばこ・アルコール分科会

エ 歯と口分科会

策定専門部会は、「健康づくりを支援するための環境の整備」並びに「多様な関係者によ
る連携の取れた効果的な健康づくり」の推進を兼ねていました。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、第五次前橋市総合計画で目指す「一人ひとりを大切にする福祉のまちづくり」
に基づき、目標とする「生涯を健康で希望を持って生きていけるような社会の形成の実現」
をめざして、策定しています。

(4) 合併への対応

平成15年8月に開催された「法定合併協議会・保健福祉部会分科会」において、「健康
まえばし21」計画策定会議に3町村の参加を図ることで、意見が調整されました。

この意向を受け検討を行った結果、3町村の計画策定会議への参加を承認しました。

一方、富士見村については、法定合併協議会等が開催され合併に向けた事業調整が進ん
でいることから、3町村と同一データを参考資料として掲載することとしました。（11・
12ページ参照）